

江東区介護職員

宿舎借り上げ支援事業



◆事業目的

区内の地域密着型サービス事業所を運営する事業者に対し、雇用している介護職員等を居住させるための宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、当該職員の働きやすい環境を実現し、介護人材の確保、定着を図るとともに、災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

1. 補助対象等

◆対象事業所

区内に所在する地域密着型サービスを運営する事業所で、次のいずれかに該当する事業所。

(1) 福祉避難所

区による福祉避難所の指定を受け、又は江東区と福祉避難所として協定を締結している事業所

(2) 災害時協定締結事業所

区と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認や避難所での介護サービスの提供等を行う事業所

(3) 上記以外の事業所

◆補助対象法人

対象事業所を運営する法人

◆対象宿舎

(1) 補助対象法人が借り上げた宿舎であること。

(2) 対象入居者が入居していること。

(3) 借り上げる宿舎は、対象事業所の周辺（半径 10 キロメートル圏内）であること（※）。

※『福祉避難所』または『災害時協定締結事業所』の場合

◆対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員および支援相談員。

福祉避難所又は災害時協定締結事業所に勤務する対象入居者は、災害対策上の業務に従事する職員。

※当該事業所を経営する法人の役員を除く。

※補助金を受けるには、年度ごとに申請が必要となります。



裏面もご覧ください

2. 補助内容

◆補助対象経費

宿舍借り上げに要する賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料。

※更新事務手数料、敷金、保証会社利用料、環境維持費用などの費用は**対象外**となります。

※入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。

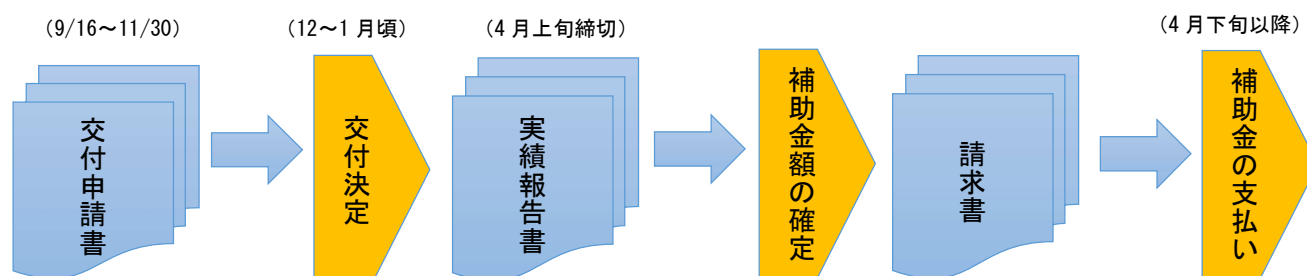
※1事業所につき4戸を上限とする。

◆補助対象額

補助対象経費と補助基準額（1戸あたり月82,000円）を比較し、少ないほうの額に下記の助成率を乗じた額を助成する（1,000円未満切り捨て）。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 福祉避難所・災害時協定締結事業所 | 7/8 |
| (2) 上記以外の事業所 | 1/2 |

3. 実施スケジュール



4. 申請期間 令和8年9月16日（水）～11月30日（月）

5. 提出書類

- ① 江東区介護職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ② 江東区介護職員宿舍借り上げ支援事業補助金所要額内訳書（事業所別）【福祉避難所・災害協定締結事業所】（別記第2号の1様式）※【その他事業所】の場合は、別記第2号の2様式
- ③ 江東区介護職員宿舍借り上げ支援事業補助金所要額内訳書（宿舍別）【福祉避難所・災害協定締結事業所】（別記第2号の3様式）※【その他事業所】の場合は、別記第2号の4様式
- ④ 宿舍に係る賃貸借契約書の写し
- ⑤ 対象入居者と締結した宿舍に係る使用契約書の写し
※使用契約書がない場合は、入居者が宿舍の使用料を負担していることがわかる書類を提出してください。
- ⑥ 対象入居者と締結した雇用契約書の写し
- ⑦ 誓約書（別記第3号様式）
- ⑧ 対象入居者の住民票の写し（発行後3か月以内のもの）

問い合わせ・提出先

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区福祉部地域ケア推進課介護事業者支援担当（3階7番窓口）
TEL 03-3647-4542（直通）